



福祉医療費受給者証の更新に関するお知らせ

●問い合わせ・申込先

高齢障害課 (☎82・1170)
こども福祉課 (☎82・1175)

◎重度心身障害者医療費助成制度

受給者証の有効期限は、6月30日です。7月1日以降も制度の対象となる人には申請書を郵送しますので、6月28日までに更新手続きをしてください。ただし、「後期高齢者医療適用」と記載された受給者証を持っている人で、引き続き対象となることが確認できる人については、新しい受給者証を送付しますので、更新手続きは必要ありません。

◎持参するもの 更新申請書、障がいの程度を証明するもの(障害者手帳等)、健康保険証、印判

◎申請場所

- 小野田地区にお住まいの人
高齢障害課
- 厚狭・出合・厚陽校区にお住まいの人
山陽総合事務所市民窓口課
- 埴生・津布田校区にお住まいの人
埴生支所

◎問い合わせ先 高齢障害課

現在、所得要件に該当せず対象となっていない人や未申請の人は、**7月1日**から対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

◎乳幼児医療費助成制度

現在、乳幼児医療費受給者証を持っている人で、乳幼児の父母の平成25年度市民税所得割(税額控除前)合計額が136,700円以下であることが確認できる人は、自動更新処理を行いますので、更新手続きは必要ありません。新しい受給者証は、7月25日ごろ郵送します。なお、所得要件に該当しなかった人には、非該当通知を送付します。



◎お願い

健康保険証に変更があった場合は届出が必要です。忘れずに手続きをしてください。

◎問い合わせ先 こども福祉課

現在、所得要件に該当せず対象となっていない人や未申請の人は、**8月1日**から対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

◎ひとり親家庭医療費助成制度

市民税所得割非課税の世帯で、18歳未満の児童(18歳をむかえて最初の3月末日まで)がいるひとり親家庭の母・父および児童が対象です。現在受給者証を持っている人は、6月28日までに更新手続きをしてください。

◎持参するもの

更新申請書、福祉医療費受給者証(持っている人)、健康保険証、印判

◎申請場所 こども福祉課、山陽総合事務所市民窓口課、南支所、埴生支所、公園通出張所

◎問い合わせ先 こども福祉課

現在、所得要件に該当せず対象となっていない人や未申請の人は、**8月1日**から対象となる場合がありますので、お問い合わせください。